8-3-5 デューデリジェンスに関するガイダンス文書 仮訳

「Guidance document - Due Diligence」の仮訳を掲載する。原文は以下に掲載されている。

https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/28_02_2020_Guidance_on_Due_Diligence.pdf

EU 木材規則および森林法の施行・ガバナンス・貿易に関する専門家グループ ガイダンス文書 ³⁵ーデューデリジェンス

関連法:EUTR —第4条:第6条に定めるように、事業者は、手続きや対策の枠組みに基づいたデューデリジェンスを行使しなければならない

デューデリジェンス・システムおよび監視団体の検査の頻度と性質についての詳細規則に 関する欧州委員会実施規則 607/2012 第 2 条、第 5 条

デューデリジェンスの明確化

デューデリジェンス・システムは、すべての関連情報を収集し、そのようなリスクを識別し、十分に評価し、必要な場合には、無視できるレベル ³⁶まで適切に軽減することによって、 違法に伐採された木材や由来製品が EU 市場に到達するリスクが無視できるものであることを確保すべきである。

EU 木材規則では違法に伐採された ³⁷木材の市場への販売を禁止しているため、EU 市場に木材または木材製品を販売する前に、デューデリジェンスを実施する必要がある。したがって、事業者は、違法に伐採された木材又は違法に伐採された木材を含む可能性のある木材製品を調達するリスクを特定し評価するための一連の手続、措置及びリスク基準を整備し、それに基づいて、取得前にデューデリジェンスを実施するものとする。事業者は規模、市場業務及び輸入活動が異なるため、デューデリジェンス制度及びデューデリジェンスの実施も異なる可能性がある。

リスクアセスメントの結論、違法に伐採された木材または違法伐採木材由来の木材製品が 域内市場に出荷されるリスクが無視できないものである場合、事業者は、リスクを無視でき

³⁵ 本ガイダンス文書は、EU 木材規則および森林法の施行・ガバナンス・貿易に関する欧州委員会専門家グループの文脈において、加盟国の所轄官庁および欧州委員会環境総局によって作成された。本書で表明されている見解は、いかなる場合でも、欧州委員会の公式見解とはみなされないものとする。

³⁶ 欧州委員会 EUTR に関するガイダンス文書第 2 節「無視できるリスク」参照

³⁷ 第2条 (g):「違法に伐採された」とは、伐採国の適用法に違反して伐採されたことを意味する。

るレベルまで下げるのに十分なリスク低減措置 ³⁸を講じる必要がある。適用される法律またはその他の関連情報へのアクセスがない場合、リスクは十分に評価できず、したがって無視できるレベルまで緩和されない。**リスクを無視できるレベルまで軽減できない場合、事業者は木材を EU 市場に投入すべきではない。**

ガイダンス:

EU 木材規則において、デューデリジェンスは以下の要素を含まなければならない。

- 1) 以下の内容を含むデューデリジェンス・システム
 - a) 伐採国および取得される木材または木材製品に関する<u>すべての関連情報へのアクセスを提供する措置及び手続。関連情報とは、伐採国の法規、制度的また政治的状況、</u> 樹種、製品のタイプ、サプライヤー、サプライチェーンの複雑さなど(第4条(2) および第6条(1)(a)-非網羅的なリスト)
 - b) これら(収穫国の適用法令、証明書、証明書類、請求書、領収書、メモ等。これらは相互に関連し、対応している)の間の関連性を確立するため、リスクを適切に評価するため(第4条(2)および第6条(1)(b))、また情報の適切な検証とEU市場に違法に伐採された木材が置かれるリスクを評価するための基準の適用を確保するために、関連する情報と文書を収集し、分析する手順
 - c) リスクが無視できないものと評価される場合には、<u>リスクを低減するための適切か</u>つ相応の措置及び手続の予見(第4条(2)および第6条(1)(c))。

2) デューデリジェンスの実施:

- a) 伐採国 (第 2 条 (h)) の適用法令に従い、木材の違法伐採のリスクが無視できるかどうかを判断するためのすべての関連情報へのアクセスと組織化
- b) リスク評価のためのデューデリジェンス・システムに記述された<u>情報を使用</u>して、 違法に伐採された木材が収穫から EU 市場に供給されるまでのサプライチェーンに 流入するリスクを分析し評価する (第6条 (1)(b) 非網羅的なリスト)
- c) 確認されたリスクが無視できるものである場合 (ステップ 2)b))を除き、違法性のリスクを無視できるレベルに効果的に最小化するために<u>適切かつ相応の措置</u>を講じるためにデューデリジェンス・システムを使用する (第 6 条 (1)(c)) (リスク低減措置ガイダンスの 2.B 節を参照)。デューデリジェンスの実施は欧州委員会実施規

^{38 「}欧州委員会専門家グループガイダンス文章-リスク低減措置」を参照

則 607/2012 第 2 条ステップ 2C) に記載されている手続に従わなければならず、検 出されたすべてのリスクが無視できるレベルまで低減されているか否かを分析する ために、再度リスク評価が行われなければならない。

リスクを無視できるレベルまで低減できない場合、事業者は木材を EU 市場に投入すべきではない。

3) デューデリジェンス文書。以下の内容から構成される。

収集した情報をどのようにリスク基準(第 6 条(1)(b))に照らしてチェックしたか、どのようにしてリスク低減措置を決定したか、どのようにしてリスクのレベルを決定したかについて、関連するすべての記録、文書化された措置および手順を保存する。記録及び手順は、少なくとも 5 年間保存するものとし、また、管轄官庁(欧州委員会実施規則 607/2012 第 5 条)による検査のために利用可能な状態に維持する。